

市民税・県民税の申告と 所得税の確定申告

申告期間は、2月16日(金)～3月15日(木)

市民税・県民税の申告は、平成30年1月1日現在、市内にお住まいで、前年中に所得があった方に義務付けられています。また、所得税の確定申告は、前年中の所得を確定し、それに対する所得税を精算するためのものです。

申告は、期間内に忘れずにお済ませください

戸待和の研究曰記

確定申告をすることで、所得税を納付する場合と還付される場合があります。

申告が必要な方

◆給与所得者

- ① 勤務先で年末調整を受けていない方(途中退職した方を含む)
- ② 2か所以上から給与の支払いを受けている方(前職分を含む)
だ年末調整をした方を除く)
- ③ 年収が2千万円を超えている方
- ④ 給与所得以外の所得が20万円
を超えている方
- ⑤ 雑損、医療費、寄附金、住宅借入
金等特別控除などを受ける方

確定申告は所沢税務署へ

① 営業、農業、不動産、雑(公的年金を含む)などの所得が所得控除を超えている方

※公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつ、ほかの所得の金額が20万円以下の場合、確定申告書を提出しなくてよいことになります。ただし、外国の制度に基づき国外で支払われる年金など、源泉徴収の対象とならない公的年金等を受給されている方には適用されません

② 土地、建物、株式、先物取引などの分離所得がある方

■確定申告は所沢税務署へ

所得税の確定申告書は、国税庁ホームページの申告書等作成コールを利用し、ご自身で作成の上、

税理士による無料税務相談

9-8601 所沢市並木1-7)へ
提出してください。

受付日時 2月16日(金)～3月15日(木)
9時～17時(土・日曜日を除く。ただし、2月18・25日の日曜日は申告を受け付けます)

※会場が混雑している場合には、申告の受け付けを早めに締め切ることがあります。

※国税電子申告・納税システム^{イータッタ}
クス e-Tax を利用すると、インターネット経由で休日や夜間でも申告が可能となります。

税理士による無料税務相談

年収600万円以下の給与・年金所得者で、医療費控除を受けた方や途中退職した方に、無料で申告相談と申告書作成を行います。

① 印鑑、筆記用具

- ご利用ください「セルフメディケーション税制」(医療費控除の特例)
セルフメディケーションとは「自身の健康に責任を持ち、軽度な身体の不調は自分で手当てすること」です。
この特例では、健康診断や予防接種などで適切に健康管理を行っている個人が、平成29年1月1日以降に、スイッチOTC医薬品(医師の処方箋が必要ない医薬品)を購入した場合、その年中に支払った合計額の12,000円を超える部分の額(上限88,000円)について、所得控除を受けることができます。
 - なお、この特例を適用する場合は、通常の医療費控除を受けられません。

問合せ

**市民税・県民税に関すること市民
税課へ内線1094**

6 所得税の還付申告をする方

市民税・県民税の申告

60歳以上の方向けの出張申告日程

実施日	受付会場	受付時間
1月 29日(月)	奥富公民館	
1月 30日(火)	柏原公民館	
2月 1日(木)	狭山台公民館	
2月 2日(金)	水野公民館	
2月 5日(月)	堀兼公民館	10時～15時
2月 6日(火)	新狭山公民館	
2月 8日(木)	入曾公民館	
2月 9日(金)	水富公民館	
2月 13日(火)	広瀬公民館	

※提出できる申告の種類は、市役所会場と同じです。
会場には、申告者用の駐車場はありませんので、ご注意ください